

労働契約法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 題名の修正

題名を「労働契約法及び労働基準法の一部を改正する法律」に改めること。

(題名関係)

第二 有期労働契約の更新等に係る規定に関する修正

一 いわゆる「雇止め法理」の規定について、労働者からの有期労働契約の更新の申込みを要件とするこ
となく、当該有期労働契約が更新されたものとみなすものとするこ

二 有期労働契約において、契約を更新しないことをあらかじめ約したことをもって、いわゆる「雇止め
法理」の規定の適用を妨げるものと解してはならないものとするこ

(第一条による労働契約法第十八条改正関係)

第三 労働契約の原則に関する規定の改正規定の追加

労働契約は、期間の定めのないものとして締結すべきものとし、有期労働契約は、満六十歳以上の労働
者との間に締結されるもののほか、臨時的又は一時的な業務に係るものに限り締結することができるもの
とすること。

(第二条による労働契約法第三条改正関係)

第四 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る規定に関する修正

一 同一の利用者との間に二以上の有期労働契約を締結した場合であつて、当該二以上の有期労働契約の契約期間（現に締結している有期労働契約については、当該有期労働契約の契約期間の初日から起算した期間）を通算した期間が一年を超えたときは、当該利用者との間で現に締結している有期労働契約は、通算契約期間が一年を超えた日以後においては、期間の定めのない労働契約とみなすものとする。

二 一により期間の定めのないものとみなされた労働契約の内容である労働条件は、当該労働契約の当事者である労働者の従事する業務と同種の業務に従事し、かつ、当該労働契約の当事者である利用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働条件と同一の労働条件とすること。

三 「空白期間」に関する規定を削除すること。

（第二条による労働契約法第十八条改正関係）

第五 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止に係る規定に関する修正

期間の定めがあることによる労働条件の相違に関して考慮すべき事項から、「当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情」を削除すること。

（第二条による労働契約法第二十条改正関係）

第六 労働基準法における契約期間等に係る規定の改正規定の追加

有期労働契約の期間は、原則一年（現行三年）を上限とし、五年を上限とする場合から専門的知識等を有する労働者との間に締結される労働契約を削除すること。（第三条による労働基準法第十四条改正関係）

第七 検討条項に関する修正

検討すべき時期を「施行後八年」から「施行後三年」に改めること。

（附則関係）

第八 その他

その他所要の規定を整理すること。